カーボンフットプリント製品種別基準(CFP-PCR)

(認定 CFP-PCR 番号: PA-DO-01)

対象製品:旅行

2014年1月15日 認定

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

- ※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。
- ※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

"旅行"

Carbon Footprint of Products-Product Category Rule of "Travel"

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「旅行」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「旅行」を対象とする CFP 算定および CFP
		宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。
		なお、現時点では旅行業者(旅行業者代理業を含む)により提供される企画旅行(パッ
		ケージツアー等)、手配旅行および旅行業者(旅行業者代理業を含む)ではない企画
		者が旅行業者(旅行業者代理業を含む)へ依頼して提供する旅行を対象とする。
		なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	この CFP-PCR は、「旅行」を対象とする。
		なお、「旅行」は、旅行者に対する移動、宿泊、食事、遊興の各サービスの複合であ
		り、この CFP-PCR では、移動を必ず含み、宿泊、食事、遊興を伴うことがある。
		次に示すものは、この CFP-PCR の対象外とする。
		- 移動の提供を伴わない宿泊、食事、遊興、物品提供のみのサービス
		- 鉄道事業者等の公共交通機関の窓口における乗車券、搭乗券、乗船券の販
		売
2-2	機能	旅行者に対して、特定目的地までの往路移動、特定目的地からの帰路移動、宿泊、
		食事、遊興を提供する機能
2-3	算定単位	一人一回の旅行
	(機能単位)	
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。
		・目的地までの移動(行く)
		・目的地から次の目的地までの移動(行く)
		・最後の目的地からの移動(帰る)
		・宿泊(泊まる)
		・提供される食事(食べる)
		 ・提供される遊興(遊ぶ)→ 算定は任意
		・提供される物品(遊ぶに含む)→ 算定は任意
		※この CFP-PCR では、旅行プランに含めた提供サービスのみを計上することとし、旅
		行プランで提供することとされていないサービス(移動、食事等)は範囲外とする。
		※旅行中に提供される遊興サービスおよび旅行中に提供される物品に関しては、多
		岐に渡るサービスに対して、現時点で原単位が十分に整備されていないことを考慮
		し、CFP 算定時に含めるかどうかは、算定者の任意とする。なお、算定に含める場
		合には、以降の規定に従うこととする。
		※ただし、遊興が主目的となる企画(遊興名が旅行企画名に入るようなもの)の場合に
	31 m ln l4) 2 2 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22	は、遊興サービスも含めることが望ましい。
3	引用規格および引用	必要に応じて、次の CFP-PCR を引用する。
	CFP-PCR	·PA-BB 紙製容器包装(中間財)
		·PA-BC 紙製容器包装(中間財)

	Ī	
		・PA-BD 金属製容器包装(中間財)
		•PA-BE ガラス製容器包装(中間財)
		・PA-DJ 木製容器包装(中間財)
		以上の容器包装関連 CFP-PCR5 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述す
		<u> వ</u> .
		よい。orp 然chthy い 医 III) マ 目 女 II (orp pop + 文 II トファ) トラフ
4	田宝かどが今天	なお、CFP 算定時には原則として最新版の CFP-PCR を適用することとする。
4	用語および定義	① 企画旅行 旅行業者(旅行業者代理業を含む)の旅行者に対する契約形態の一つ。主に企画 する旅行業者(もしくは企画者)が、運送・宿泊・観光などを仕入れて組み合わせたパッケージツアーを指す。
		② 手配旅行 旅行業者(旅行業者代理業を含む)が、旅行者からの依頼により、運送・宿泊・観光 などの細目ごとに手配するものを指す。
		③ 旅行プラン 旅行業者(旅行業者代理業を含む)もしくは旅行業者(旅行業者代理業を含む)以外の旅行の企画者により事前に計画された実施計画。パンフレット等に記載されている内容。具体的には、日程、目的地、移動手段、食事回数等が記載されているもの。
		 ④ 公共交通機関 次の事業者を指す。 ・鉄道事業法に基づく鉄道事業者 ・軌道法に基づく軌道経営者 ・道路運送法に基づく一般旅客自動車営業者(路線バス・タクシー) ・自動車ターミナル法により、バス事業を営む者 ・海上運送法による航路運行事業者 ・航空法による旅客輸送を行う者
		⑤ 提供される遊興 旅行中に提供される移動、食事、宿泊、物品提供以外のサービス(旅行プランに含まれているもの、旅行前の段階で旅行者に告知されていなくても、旅行プランに入っているものは対象となる)。遊園地、水族館、動物園、果物狩り、各種観光施設等のサービスを指す。
		⑥ 提供される物品 この CFP-PCR では、旅行業者(旅行業者代理業を含む)もしくは旅行業者(旅行業 者代理業を含む)以外の旅行の企画者が旅行者に対して無償もしくは有償で提供す る物品を指す(旅行プランに含まれているもの、旅行前の段階で旅行者に告知されて いなくても、旅行プランに入っているものは対象となる)。
		⑦ 移動手段(この CFP-PCR の 7-2 に関連) 公共交通機関(バス、鉄道、航空機、船舶等)、その他(自動車、自転車、徒歩等)の 種類を指す。
5	製品システム(データの収集	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	この CFP-PCR では、次に示す「行く」~「帰る」までの5 つのライフサイクル段階を対象とする。 ・行く (往路移動):最初の目的地までの移動および目的地間の移動 ・食べる (食事)

		・遊ぶ (遊興)・泊まる (宿泊)
		・帰る (帰路移動):最後の目的地からの移動
		登録情報等における段階名の表記には、カッコ内の名称を一部または全部に用いることも可能とする。
		※CFP 算定においては、上記の段階のうち、旅行プランに含めた提供サービス(パンフレットに記載されているサービス等)のみを対象とし、旅行プランで提供しないサービスは対象外とする。 ※企画旅行で複数の選択肢がある場合、算定は選択肢ごとに行うこととする。ただし、CFP の算定結果に影響を及ぼさない場合は、まとめて算定して良い。
		※オプションプランについては、オプションプランであることを登録情報、追加情報に 明記した上で、算定範囲に加えてもよい。
		※旅行プランに含めていない部分で、旅行者が旅行中に必ず行うことが明らかな行為は、算定範囲に含めてもよい。ただし、加えた行為については、登録情報、追加情報で明記すること。
		※なお、遊ぶ(遊興、物品提供)の段階は、含めなくてもよい。遊興が主目的の場合に は、含めることが望ましい。
		※「行く」段階において、サービスに含まれない集合場所までの個人の移動、目的地間の個人の移動は含めなくてよい(例えば、公共交通機関のチケットがサービスに含まれている場合は、出発駅・空港・港湾等までのサービスに含まれない個人移動
		は含めなくてよい)。
		※「帰る」段階において、サービスに含まれない解散場所からの個人の移動は含めなくてよい(例えば、公共交通機関のチケットがサービスに含まれている場合は、チケ
		ット対象となる到着駅・空港・港湾等までを範囲とし、以降のサービスに含まれない 個人移動は含めなくてよい)。
		※フリーパスなど、個人の裁量で移動範囲が変わるような特殊な乗車券がサービスに 含まれる場合は、最も遠方までの移動(往復1回分)で計算することとする。
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・サービス利用に関連する機器・施設・建物などの製造に係る負荷
		・「泊まる」「遊ぶ」以外の段階における施設・建物の運用に係る負荷
		・「行く」「帰る」段階における輸送用燃料以外の消耗品の製造・調達・廃棄に係る負荷 ・「食べる」段階における食材等の輸送に係る負荷
		・「食べる」段階における各種廃棄物処理に係る負荷
		・提供される物品、各段階で使用する食材、消耗品の容器包装の製造・廃棄に係る負
		荷 ・旅行業者(旅行業者代理業を含む)の運営に係る負荷
		・チケットの製造に係る負荷
		・土地利用変化に係る負荷
		【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で旅行ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する	
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次デ
		ータを収集してよい。

6-2	一次データの品質	特に規定しない。				
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。				
6-4	二次データの品質	特に規定しない。				
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。				
6-6	配分	【配分基準に関する規定】				
		特に規定しない。				
		【配分の回避に関する規定】				
		特に規定しない。				
		【配分の対象に関する規定】				
		特に規定しない。				
6-7	シナリオ	【輸送に関する取扱い】	·			
		輸送量(または燃料使用量)に関して一次デ				
		でシナリオを設定していない場合には、附属	碁 B (規定)の:	シナリオを使用しなければ		
		ならない。				
		【廃棄物等の取扱い】				
		【焼果物等の取扱い] 処理方法について一次データの収集が困難	#ね担今 おとて	(久巳 ��でい十 オを設守		
		していない場合、紙類やプラスチックのよう				
		金属のように焼却できないものはすべて埋む	.,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		なお、容器包装CFP-PCRの対象となるもの		- , - <u>v</u>		
		物等の処理のシナリオを適用してもよい。	_(_ >()()()	Tan Eag CIT T Cit v / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
6-8	その他	特に規定しない。				
7	「行く(往路移動)」段階に適	i用する項目				
7-1	データ収集範囲に含まれ	① 目的地までの移動(往路)				
	るプロセス	② 目的地間(目的地付近)の移動				
		(サービスに含まれるもののみ)				
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。				
		① 目的地までの移動(往路)		1 11 11 11 11 11		
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる		
			の区分	原単位の項目名		
		燃料使用量もしくは旅客輸送量	※ 1	※ 2		
		 ② 目的地間(目的地付近)の移動:①目的	地土での投動化	治内) は同じ		
		(②) 目的地間(目的地付近)の移動:①目的	地よ (***)1991(1	土始/とPJU		
		※1 次の頂目な、次二、万山 で原作する				
		※1 次の項目を一次データとして収集する。 【 燃料使用量を収集する場合 】				
		・移動手段ごとの「燃料使用量」				
		・移動手段ことの「燃料使用重」 ・移動手段ごとの「輸送人員数(運転手、添乗員を除く)」				
		DATE THAT DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE P	1111/15 C 1/11 1/ -	•		
		【 燃費から燃料使用量を算定する場合 】				
		・移動手段ごとの「燃費」				
		・移動手段ごとの「輸送距離」				
		・移動手段ごとの「輸送人員数(運転手、添乗員を除く)」				
		【旅客輸送量(人キロもしくは輸送距離)を	·算定・収集する	場合】		
	1	•				

		・移動手段ごとの「輸送距離」				
		・移動手段ごとの「輸送人員数(運転手、添乗員を除く)」				
		(輸送人員数は、※2の原単位において、輸送機1台・1kmあたりの原単位を使				
		用する場合のみ収集する)				
		※2 次の項目を原単位として利用する。	※2 次の項目を同単位と て利田する			
		【燃料使用量を収集する場合】				
		・各燃料の原単位(製造~燃焼)				
		【 燃費から燃料使用量を算定する場合]			
		・各燃料の原単位(製造〜燃焼)				
		【 旅客輸送量(人キロもしくは輸送距離)を質完•㎞集士	ス担△ 【		
		·「各移動手段」輸送原単位(1人·1kr		· · · · =		
		り排出量)		TRING/IC		
7-3	一次データの収集方法お	【輸送人員数に関する規定】				
	よび収集条件	・輸送人員数としては、輸送人数(実績	責)あるいは算定	時点の輸送予定人数(当日		
		の実績ではなくても、実態に近い予定	定人数でも良い)	を用いる。		
		【7-2 における一次データ全てに対する規	空 1			
		・過去1年以内の同様の移動における	·	書値の平均が望ましいを用		
		いてよい。なお、同様とみなせるかど				
		(輸送人員について、同様の移動に		·		
		が同様であることも考慮する必要があ	5る。)			
7-4	シナリオ	特に規定しない。				
7-5	その他	特に規定しない。				
8	「食べる(食事)」段階に適用	,				
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 食材の調達				
	37 I E A	- 食材の製造(原料製造、食材への加工)				
		(2) 調理 - 食事への調理				
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。				
		① 食材の製造				
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる		
		[A ++.	の区分	原単位の項目名		
		「食材」	※ 1	「食材」		
		調理プロセスへの投入量		製造原単位		
		② 調理				
		江乱県の百日々	活動量	活動量に乗じる		
		活動量の項目名 	の区分	原単位の項目名		
		調理に必要な作業に要する		「水」		
		水」		「燃料」		
		「燃料」	※ 1	「電力」		
		「電力」		製造と供給および使用		
		調理プロセスへの投入量		原単位		
		「廃棄物等」				

「廃水」 **※**2

※1 一次データを収集するが、食材の調達、調理プロセスを分割できずに合算する 場合には、次表の活動量と原単位を用いる(朝食、昼食、夕食の回数は、分けて 算定)。ただし、原単位が用意できる場合には、これ以外の手法によって算定を 行ってもよい。

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
朝食食事回数	一次	朝食の原単位
昼食食事回数	一次	昼食の原単位
夕食食事回数	一次	夕食の原単位

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用 量)	※ 3	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 然焼原単位
「廃棄物等のうち分解性の有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位

※3 輸送量については、9-2 に準ずる。

一次データの収集方法お 8-3 よび収集条件

一次データは、食事を提供する場所を特定できる場合のみ、収集する。収集方法とし ては、以下の収集方法を用いることとする。

- ・直近1年間の食事提供場所における総活動量(食材、水、燃料、電力、廃棄物等 および廃水に関するデータ項目)を求め、これを同期間の延べ集客数等で割り、 客1人分の活動量を算定する。
- ・なお、提供する食事の内容が特定できる場合には、該当する食事内容に対する 食材投入量、調理に関する活動量を収集してもよい。

8-4	シナリオ	特に規定しない

8-5 その他 特に規定しない。

「遊ぶ(遊興)」段階に適用する項目(本段階の算定は任意)

- 9-1 データ収集範囲に含まれ ① 遊興施設の運営プロセス るプロセス

 - ② 遊興施設において使用する製品・消耗品の製造・輸送プロセス
 - ③ 提供される物品の製造・輸送プロセス
- 9-2 データ収集項目 次表に示すデータ項目を収集する。

①遊興施設の運営プロセス

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 遊興施設への投入量	% 1	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位

「廃棄物等」

「廃水」

※2

②遊興施設において使用する製品、消耗品の製造・輸送プロセス

活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる
伯助里0万月日	の区分	原単位の項目名
「製品・消耗品」	※ 1	「各製品、消耗品」
遊興施設への投入量	% 1	製造原単位
「製品・消耗品」	※ 3	「各輸送手段」
遊興施設への輸送量	%3	輸送原単位

③提供される物品の製造・輸送プロセス

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名	
「提供物品」 旅行プランへの投入量	※ 1	「各物品」 製造原単位	
「物品」 受け渡し地点までの輸送量	※ 3	「各輸送手段」 輸送原単位	

- ※1 一次データを収集するが、遊興施設全体を包含する適切な原単位が存在する場合には原単位とこれに対応する活動量を用いて算定してもよい。
- ※2 廃棄物等および廃水については、8-2 に準ずる。
- ※3 次の項目を一次データとして収集する。

【 燃料法の場合 】

・輸送手段ごとの「燃料使用量」

【 燃費法の場合 】

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

【トンキロ法の場合】

・輸送手段ごとの「輸送重量」

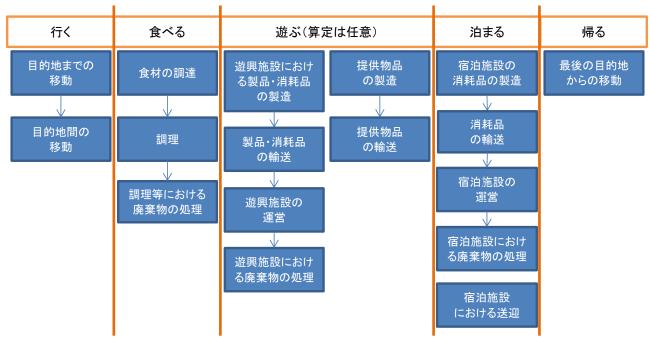
9-3 一次データの収集方法お よび収集条件

- 一次データは、遊興を主目的とする場合は収集することが望ましい。収集方法としては、以下の収集方法を用いることとする。
 - ・直近1年間の遊興提供場所における総活動量(水、燃料、電力、廃棄物等および 廃水に関するデータ項目)を求め、これを同期間の延べ集客数等で割り、客1人 分の活動量を算定する。
 - ・なお、提供する遊興の内容が特定できる場合には、該当する遊興内容に対する 活動量を収集してもよい。

9-4	シナリオ	特に規定しない。					
9-5	その他	特に規定しない。					
10	「泊まる(宿泊)」段階に適用	する項目					
10-1	データ収集範囲に含まれ	① 宿泊施設の運営プロセス					
	るプロセス	② 宿泊施設における消耗品(アメニティな	ど)の製造・輸	送プロセス			
		③ 宿泊施設までの送迎プロセス					
10-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。					
		① 宿泊施設の運営プロセス					
		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名			
		「水」 「燃料」 「電力」 宿泊施設への投入量	* 1	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使 用原単位			
		「廃棄物等」 「廃水」 ※2					
		 ② 宿泊施設における消耗品(アメニティな	ど)の製造・輸	送プロセス			
		活動量の項目名	活動量に乗じる				
		「消耗品」 宿泊施設への投入量	*1	「各消耗品」製造原単位			
		「消耗品」 宿泊施設への輸送量	% 3	「各輸送手段」 輸送原単位			
		③ 宿泊施設までの送迎プロセス					
		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名			
		燃料使用量もしくは旅客輸送量	※ 4	※ 5			
		※1 一次データを収集するが、①~③のプロセスに分割できずに合算するは、次に示す④、⑤のいずれかの方法で活動量と原単位を収集する。た原単位が用意できる場合には、これ以外の手法によって算定を行ってもよ④ 宿泊金額あたりの原単位を用いる場合					
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる			
		宿泊金額(総宿泊数分)	一次	原単位の項目名 宿泊金額あたり宿泊 原単位			
		⑤ 宿泊施設の部屋数と1人1泊あたりの CO2 排出量の関係を用いる場合					
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			

		宿泊施設の部屋数	一次	
				· 宿泊原単位
		宿泊数	一次	
		※2 廃棄物等および廃水については、8-2 に準ずる。※3 輸送量については、9-2 に準ずる。※4、※5 燃料使用量もしくは旅客輸送量は、7-2 に準ずる。		
10-3	一次データの収集方法お よび収集条件	宿泊する場所が特定され、プロセス別の一次データを収集する場合、収集方法としては、以下の収集方法を用いることとする。 ・直近1年間の宿泊場所における総活動量(水、燃料、電力、消耗品、廃棄物等および廃水に関するデータ項目、送迎プロセスの活動量項目)を求め、これを同期間の延べ集客数等で割り、客1人分の活動量を算定する。 ・なお、提供する宿泊施設の内容がより特定できる場合には、該当する宿泊施設の内容に対する活動量を収集してもよい。		
10-4	シナリオ	特に規定しない。		
10-5	その他	特に規定しない。		
11	「帰る(帰路移動)」段階に適用する項目			
11-1	データ収集範囲に含まれ るプロセス	① 最後の目的地からの移動		
11-2	データ収集項目	7-2①に準ずる。		
11-3	一次データの収集方法お よび収集条件	7-3 に準ずる。		
11-4	シナリオ	7-4 に準ずる。		
11-5	その他	7-5 に準ずる。		
12	CFP 宣言方法			
12-1	追加情報	【表示を必須とする事項】 ・算定対象とした旅行内容 ・オプションプランを算定範囲に含めている場合は、その旨を記載すること。 ・遊興を含めない場合は、含めていない旨を記載すること。 ・旅行プランに含まれていないサービスを算定範囲に含めている場合は、その旨を記載すること。		
12-2	登録情報	【必須表示内容の規定】 次の項目は表示をしなければならない。 ・旅行日程(出発地、目的地、宿泊数、食事回数(朝、昼、夕別)、移動手段) ・提供する遊興・物品を算定範囲に含めている場合は、遊興の情報、物品名 ・追加情報で表示を必須としている情報 【任意表示内容の規定】 ・移動手段ごとの移動距離 ・使用した原単位の種類・内容 ・航空機による移動の負荷がライフサイクルにおいて寄与する割合が高い場合、航空機の移動による GHG 排出量 特に規定しない。		
12-3	その他	特に規定しない。		

附属書 A: ライフサイクルフロ一図(規定)



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

附属書 B:輸送シナリオ (規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオ

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 海外における陸送距離:500 km
- ・ 港→港:港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

- ・ 輸送手段:10トントラック
- ・ 積載率:62%